

## 公益通報に関する通報・相談窓口について

学校法人東洋学園（以下、本学園という）における組織的または個人的な法令違反行為、本学園の定める規則等に反する行為、本学園に係る全ての者の権利・利益に対する侵害行為、社会的倫理に反する行為についての相談又は通報の適正な処理の仕組み等を規定することにより、不正行為や事件・事故に繋がる行為等の早期発見と是正を図るために、公益通報者保護法に基づき、「学校法人東洋学園コンプライアンス規程」を策定し、通報及び相談に対応する窓口を学内に設置しています。なお、この相談窓口の設置は、他の窓口や教職員への相談を制限するものではありません。疑問などがある場合は当該窓口を含め、相談しやすいところへ先ずはご連絡ください。

通報および相談にあたっては、下記の事項をご確認の上、ご利用ください。

### （通報窓口及び相談窓口の利用）

本学の学生の方など（科目等履修生、公開講座、課外講座受講生等を含む）は通報窓口及び相談窓口を利用できます。なお、他にも本学園において業務に従事する方又は従事していた方、本学園と契約関係を有する個人の方又は法人等における業務に従事されている方など、本学園と直接の関係を有する方又は有していた方については、これを利用することが可能となっております。

(通報ルール)

## 1. 対象とする通報・相談の内容

本学園における組織的又は個人的な法令違反行為、本学園の定める規則等に反する行為、本学園に関係する全ての者の権利・利益に対する侵害行為、社会的倫理に反する行為についての相談又は通報を受けつけます。通報内容には具体的な事実・根拠が含まれる必要があります。

※次に該当する通報は公益通報として受け付けません。

- ・虚偽の通報
- ・他人を誹謗中傷する通報
- ・その他不正の目的に基づく通報

## 2. 受付方法

電話・電子メール・書面・面会にて受け付けます。受付場所／法人本部企画部

(本郷1号館8階)

受付時間／平日9:00～17:00(土曜日9:00～13:00)(但し、日・

祝日・本学園指定の休日は受け付けておりません) 電話／03-3811-1731

電子メール／ kikaku-announce@tyg.jp（件名に「公益通報」と記載してください）面会／ご希望の方は、事前に電話で面会日時をご相談ください。

書面送付先／〒113-0033 東京都文京区本郷 1-26-3

学校法人東洋学園 法人本部企画部（公益通報窓口）

### 3. 注意事項

- ・通報・相談の際は「公益通報」である旨を明らかにしてください。
- ・できるかぎり実名での通報・相談にご協力ください。匿名でも通報・相談は受け付けますが、事実確認が十分に行えないことが考えられます。また、匿名の場合、事実確認の結果の通知等はできないことをご了承ください。

（通報者の保護等について）

- ・通報者の名前は秘匿し、通報・相談したことで不利益を受けることはありません。
- ・万一、通報・相談したことにより不利益を受けた場合は、是正措置を講じます。

※単なる誹謗中傷や不正な目的で通報を行った場合は、諸規定の定めに従い、処分を課すなど責任の追及をすることがあります。